

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号							
		名称		宛 名 番 号							
		代表者の 職氏名印		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名						
		個人番号 又は法人番号		電話	()	-	番				
フリガナ	給 与 所 得 者	生 年 月 日	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動	異 動 の	異 動 後 の	退職年の1月か ら退職時までの	備 考
氏 名	(旧姓)	大・昭・平	円	月分 から	円	円	年 月 日	事 由	未徴収税額 の 徴 収	給 与 支 払 額	一括徴収した 税額は、
個人番号		年 月 日		月分 まで				1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. 会 社 解 散 7. 住 所 誤 報 8. 育 児 休 業 9.	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	円	月分 で納 入します。
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)									控除社会 保険料額	納入年月日 年 月 日
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)									円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	異動者印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一括徴収予定額	●退職者の未徴収税額について
1. 異動が令和2年12月31日までで申出 があったため(月 日申出)			支払予定日ご との徴収予定額	1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収 することが義務づけられています。(地方税法第321条の5)なお、それ以外の 間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で 納入して下さるよう、お願いいたします。
2. 異動が令和3年1月1日以後で特別 徴収の継続の希望がないため			合 計 (上記(ウ)と同額)	
円			円	
一括徴収できない理由				
(○を付してください)				
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がな いため又は未徴収税額より少ないため				
2. その他 理由 ()				

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円を 月分から徴収し 納入する。	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規	
		郵便番号		法 人 番 号	継 続	
		フリガナ		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	
		名 称		電話	()	-
代表者の 職氏名印			電話			
給与支払方法及びその期日	払込を希望する 金融機関の所在 地 及 び 名 称			経 理 責 任 者 氏 名		

ご注意

3 2 1

「宛名番号」の欄には、「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書)の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要
の手続を済ませたうえで、一月一日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

※印の欄は、届出者において記入する必要がありません。